

サービス利用者
・施設入所されて
いる皆さまへ

平成27年8月1日から

介護保険の費用負担が変わります

高齢化が進む中で制度を維持するために必要な見直しです。
費用負担の見直しと合わせて、在宅医療と介護の連携や、認知症の
方が地域で暮らし続けられるようにするための施策も進めます。

①負担割合が変わります

一定以上所得のある方は、
介護サービスを利用した時の
負担割合が1割から2割
になります。

- ・ 収入が年金のみの場合は年収280万円以上の方が、年金収入以外がある場合は合計所得金額が160万円以上の方が対象になります。
- ・ ただし、同一世帯の65歳以上の方の所得が低い場合などは、1割負担になることがあります。
- ・ 65歳未満の方及び市区町村民税を課税されていない方は対象外です。

介護保険負担割合証が
市区町村から交付される
ので、被保険者証と
併せてサービス
利用時に提出して
ください。

③食費・部屋代の負担軽減の 基準が変わります

食費・部屋代(室料+光熱水費)の
負担軽減を受けられる方が、
非課税世帯の中の預貯金などの
少ない方に限定されます。

- ・ 非課税世帯の方とは、世帯全員が市区町村民税を課税されていない方を指します。
- ・ 預貯金など(現金、有価証券なども含む。)を、配偶者がいる方は合計2,000万円超、いない方は1,000万円超お持ちの場合には、軽減の対象外になります。
- ・ また、配偶者が市区町村民税を課税されている場合には、世帯が分かれていても対象外になります。

市区町村への
申請の際に、通帳の
写しなどの提出が
必要になります。

②負担上限が変わります

世帯内に現役世代並の
所得がある高齢者がいる
場合、月々の負担の上限が
37,200円から44,400円に
なります。

- ・ 市区町村民税の課税所得145万円以上の方がいる場合に対象になります。
- ・ この水準に該当しても、同一世帯内に65歳以上の方が1人の場合はその方の収入が383万円、2人以上いる場合は収入合計額が520万円に達しない場合には、申請により、37,200円になります。

市区町村への
申請が必要に
なります。

④部屋代の負担が変わります

特別養護老人ホームの相部屋
(多床室)に入所する課税世帯
の方等は、室料相当の額を
負担していただくことになります。

- ・ 食費・部屋代の負担軽減を受けていない方が対象になります。
(世帯全員が市区町村民税を課税されていない方で、引き続き食費・部屋代の負担軽減を受ける方の相部屋代は変わりません。)
- ・ 具体的な相部屋代のご負担額は、各施設にお問い合わせください。

ご不明な点は、お住まいの市区町村の
介護保険担当にお尋ねください。

厚生労働省

【お問い合わせ】 本庁 健康福祉課 介護保険係 ☎43-2116 (課直通)